

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001	令和5年10月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(丸紅株式会社)	予定総額 9,075,000		9,075,000	行財政局総務部総務課	丸紅株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和5年12月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(大阪ガス株式会社_関西おでかけ納税)	予定総額 12,285,000		12,285,000	行財政局総務部総務課	大阪瓦斯株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和5年12月19日	寺町通(二条通~御池通)電線共同溝新設工事委託	277,537,700		277,537,700	行財政局総務部庁舎管理課	エス・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
004	令和5年10月27日	寺町通(北庁舎関連)電線共同溝新設工事	26,400,000		30,130,100	行財政局総務部庁舎管理課	清水・公成特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
005	令和5年12月01日	(単備契約)電力の供給(本庁舎・北庁舎・西庁舎)について(令和5年12月~令和6年11月)	予定総額 46,453,590		14,442,803	行財政局総務部庁舎管理課	関西電力株式会社	政令第11条第1項第2号	物品		
006	令和6年03月25日	令和6年度法制改正に係る人事給与システム・庶務事務システムの改修業務委託	46,630,980		46,630,980	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和6年04月01日	行政業務情報化人事給与システム 保守委託	29,492,100		30,350,100	行財政局人事課	「令和5年度行政業務情報化人事給与システム保守業務」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和6年01月19日	会計年度任用職員等の勤動手当支給・遡及改定等に伴うシステムの改修業務	70,341,535		70,341,535	行財政局人事課	「会計年度任用職員等の勤動手当支給・遡及改定等に伴うシステムの改修業務」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
009	令和6年03月11日	フェンスバリケード等購入及び設置(小久保墓地)	3,212,000		3,212,000	行財政局管財契約部資産管理課	特定非営利活動法人 京都高齢者福祉事業団	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
010	令和5年12月20日	森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務(システム開発)	71,795,625		71,795,625	行財政局税務部税制課	森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
011	令和6年01月01日	京都市個人市民税・府民税課税支援システムの運用保守委託	19,192,140		19,192,140	行財政局税務部税制課	京都市個人市民税・府民税課税支援システムの運用保守委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012	令和5年10月18日	税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム端末機器等更新に係る構築等業務	48,036,450		48,036,450	行財政局税務部税制課	税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム端末機器等更新に係る構築等業務に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
013	令和6年01月18日	電話機等の交換業務	8,415,000		8,415,000	行財政局税務部税制課	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
014	令和5年11月10日	ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修(システム移行)	10,545,480		10,545,480	行財政局税務部資産税課	ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015	令和5年12月14日	令和6年度当初課税固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書の作成等に係る業務委託	27,677,430		27,677,430	行財政局税務部資産税課	TOPPANエッジ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
016	令和5年11月02日	地方税共通納税システムの宿泊税への対象税目拡大に伴う税務オンラインシステム改修(開発)	28,582,998		28,582,998	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	地方税共通納税システムの宿泊税への対象税目拡大に伴う税務オンラインシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
017	令和6年02月15日	地方税共通納税システムの宿泊税への対象税目拡大に伴う税務オンラインシステム改修(総合テスト)	5,010,500		5,010,500	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	地方税共通納税システムの宿泊税への対象税目拡大に伴う税務オンラインシステム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（丸紅株式会社）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年10月1日
- 4 履行期間
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,075,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ふるさとtoらべる」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である丸紅株式会社と契約する必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
丸紅株式会社が運営する「ふるさとtoらべる」は寄付者がその場で宿泊代に利用できるクーポンを発行できる点で他のサイトと比較して宿泊に特化したポータルサイトであり、旅行型返礼品を主力とする本市との親和性も高く、更なる寄付獲得が見込まれるため、導入するもの。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（大阪ガス株式会社_関西おでかけ納税）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年12月1日
- 4 履行期間
令和5年12月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区平野町4丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,285,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「関西おでかけ納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である大阪瓦斯株式会社と契約する必要があるため
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
大阪ガスが運営する「関西おでかけ納税」は寄付者がその場で利用できるチケットを発行できる点で他のサイトと比較して利便性が高く、また、大阪ガスが持つ飲食店ネットワークを活用できる点で更なる寄付獲得が見込まれるため、導入するもの。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
寺町通（二条通～御池通）電線共同溝新設工事委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和5年12月19日
- 4 履行期間
令和5年12月20日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区東天満一丁目1番19号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
- 6 契約金額（税込み）
277,537,700円
- 7 契約内容
寺町通（二条通～御池通）無電柱化事業に伴う電線共同溝整備（管路工事、連系管路、連系設備、引込管の敷設工事及び関連土木工事）について委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事箇所は道路幅員が狭小であり、既存の電力及び通信の施設が輻輳して埋設されている。そのため、電線共同溝の新設にあたっては、NTTから既存柵及び管路の譲渡を受け、電線共同溝本体の一部として活用しなければ、施工することができない。
本工事で通信管路を設置する際、譲渡を受ける既存柵や管路に近接して埋設しなければならず、既存施設に著しい支障を生じさせないためには、既存施設の管理者であるNTTが施工する必要があるため。
また、電力管路についても通信管路と一体的に計画、施工しなければならず、電力管路と通信管路を分割して施工することができないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
寺町通（北庁舎関連）電線共同溝新設工事
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年10月27日
（変更後）令和6年3月1日
- 4 履行期間
（当初）令和5年10月28日から令和6年3月15日まで
（変更後）令和5年10月28日から令和6年6月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区本町三丁目5番7号
清水・公成特定建設工事共同企業体
代表者 清水建設株式会社関西支店
- 6 契約金額（税込み）
（当初）26,400,000円
（変更後）30,130,100円
- 7 契約内容
寺町通（二条通～御池通）無電柱化事業に伴う電線共同溝整備のうち、建築中の京都市北庁舎の敷地内に設置する電力柵及びそれに付随する管路を敷設する工事。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（随意契約理由）
本工事における地上機器柵及び地中管の設置について、連壁を一部撤去しなければならず、連壁は地下躯体と密接不可分の関係にあるため、他業者が施工した場合、地下躯体に著しい支障が生じる恐れがある。建築工事を施工している清水・公成特定建設工事共同企業体が施工することにより、施工中の不測の事態に迅速かつ臨機な対応が可能となり、本工事区間における安全円滑な施工ができるため。
（変更契約理由）
地上機器の浸水対策として設置を予定している嵩上げ架台について、電線管理者との協議の結果、側面に点検用の蓋を取り付ける必要が新たに生じたため。
また、地上機器を設置するにあたり必要となる接地棒（アース）について、北庁舎整備で構築された地中連続壁の鋼材を接地棒の一部として利用しなければ電線管理者の接地抵抗値の基準を満たすことができないことが判明したことに伴い、本工事において接地極設置を追加したため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 5年度

工 事 場 所 京都市中京区上本能寺前町 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 寺町通（北庁舎関連）電線共同溝新設工事

工 期 契約日の翌日から令和 6年 3月15日まで

事 業 課（所）名 道路環境整備課

京都市 建設局

工事概要

工事延長				m	18.2
仮設工	式	1	開削土工	式	1
管路工(管路部)	式	1	プレキャストボックス工(特殊部)	式	1
構造物撤去工	式	1			

施工理由

本工事は、一般市道寺町通（二条通～御池通）の無電柱化事業に伴い、建設中の京都市役所北庁舎内に電線共同溝の新設工事を行うものである。

		設計額
工事費		30,976,000 円
内訳	工事価格	28,160,000 円
	消費税相当額	2,816,000 円
支給品費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書 (本01)

工事名	寺町通（北庁舎関連）電線共同溝新設工事			事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
電線共同溝	式	1	12,439,409		
仮設工	式	1	5,379,148		
土留・仮締切工	式	1	75,048	軽量鋼矢板（電線共同溝） （参考数量） 軽量鋼矢板型式：H=2.0m 軽量鋼矢板賃料 供用回数1日	12 m 1.2 t
電力柵仮蓋工	式	1	88,600	仮蓋設置 歩道側，標準色 仮蓋設置 嵩上げ架台上部、標準色、雑材消耗品、運搬設置費含む。	1 箇所 1 箇所
電力設備工	式	1	3,760,500	仮設電線受け整備 仮設電気設備盛替 夜間警備含む，分庁舎～西庁舎間 仮設電気設備復旧 分庁舎～西庁舎間 仮設電気設備盛替 電灯3回線・動力3回線計150m，京都市庁舎敷地内	1 組 1 回 1 回 1 回
防護施設工	式	1	915,000	仮囲い拡張・整備 拡張・復旧分 ゲート盛替 取合仮囲い整備共 相伴揚重機 仮囲い拡張・復旧時	56 m 1 箇所 2 台
交通管理工	式	1	540,000	交通誘導警備員 交通誘導警備員B，昼間 交通誘導警備員 交通誘導警備員B，夜間	42 人日 2 人日
舗装版撤去工	式	1	19,312		

積算内訳書 (本01)

工事名	事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝		
寺町通 (北庁舎関連) 電線共同溝新設工事				
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳
舗装版破碎工	式	1	19,312	殻運搬 0.5 m3 殻種別:アスファルト 殻処分 0.5 m3 殻種別:アスファルト殻 舗装版切断 15 m 舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装厚:70mm 舗装版破碎 7 m2 舗装版種別:アスファルト
路面復旧工	式	1	1,078,399	
路面復旧工	式	1	1,078,399	L型側溝復旧 15 m 現場打ち側溝 内寸300, 外寸500xH300, 表層L型側溝含む 舗装仮復旧(車道部) 7 m2 表層
開削土工	式	1	214,706	
掘削工	式	1	71,540	開削掘削 20 m3 土質:土砂
埋戻し工	式	1	86,786	埋戻し・締固め 7 m3 土質区分:山砂(洗い無, 真砂) 75 μ m通過10%以下, 土質:中埋砂 埋戻し・締固め 5 m3 土質区分:流用土, 土質:土砂
残土処理工	式	1	56,380	土砂等運搬 10 m3 残土等処分 10 m3
電線共同溝工	式	1	1,156,618	
管路工(管路部)	式	1	514,718	埋設管路 21 m 幹線 材質:ECVP管(直管), 径:100mm 埋設管路 18 m 幹線 材質:ECVP管(曲管), 径:100mm 埋設管路 5 m 幹線 材質:ECVP管(直管), 径:75mm

積算内訳書 (本01)

工事名	寺町通 (北庁舎関連) 電線共同溝新設工事			事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
				埋設管路 幹線 材質:ECVP管(曲管), 径:75mm	4 m
				埋設管路 引込 材質:KGP管(直管), 径:80mm	4 m
				埋設管路 引込 材質:KGP管(曲管), 径:80mm	2 m
				伸縮性取付管 引込 材質:KGP管(伸縮性取付管), 径:80mm	1 個
				ダクトスリーブ 幹線 材質:ECVP管(ダクトスリーブ), 径:100mm	13 個
				ダクトスリーブ 幹線 材質:ECVP管(ダクトスリーブ), 径:75mm	3 個
				継手 φ80 電力用鋼管(ケーブル保護KGP管)	1 個
				管枕 φ100 ECVP管 塩ビ管;SVP管用, φ100(1A)	56 個
				管枕 φ75 ECVP管 塩ビ管;SVP管用, φ75(1A)	8 個
				管枕 φ80 KGP管	2 個
				導通線 幹線 合繊ロープ 外径4mm	44 m
				埋設表示シート シート規格:W=400	14 m

積算内訳書 (本01)

工事名	事業区分 工事区分	共同溝・電線共同溝 電線共同溝		
寺町通 (北庁舎関連) 電線共同溝新設工事				
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳
プレキャストボックス工(特殊部)	式	1	641,900	プレキャストボックス 1 個 電力樹(E2樹) 作業区分:質量各種,標準,内幅:0.95m,内高1.1m,基礎材種別:RC-40 プレキャストボックス 2 個 機器据付フック(E2樹) 作業区分:1,000kg以下,標準 プレキャストボックス 2 個 閉塞板 作業区分:1,000kg以下,標準
構造物撤去工	式	1	4,591,226	
構造物撤去工	式	1	4,591,226	L型側溝等撤去 1 m3 既存土留壁撤去 9 m 連続地中壁(SMW),φ650 杭材切断 11 箇所 H鋼 500x200x10x16 殻運搬 10 m3 コンクリート(無筋)構造物とりこわし,機械積込,有り,10.9km以下,全ての費用 殻処分 10 m3 Co塊(無筋) スクラップ 2 t
直接工事費	式	1	12,439,409	
共通仮設	式	1	1,737,744	
共通仮設費(率計上)	式	1	1,737,744	
純工事費	式	1	14,177,153	
現場管理費	式	1	8,653,614	
工事原価	式	1	22,830,767	
一般管理費等	式	1	4,629,233	

積算内訳書 (本02)

工事名	寺町通 (北庁舎関連) 電線共同溝新設工事			事業区分	共同溝・電線共同溝
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
電線共同溝	式	1	316,800		
電線共同溝工	式	1	316,800		
プレキャストボックス工(特殊部)	式	1	316,800	嵩上げ架台 H500mm, こげ茶(標準色)	1 個
直接工事費	式	1	316,800		
共通仮設	式	1	44,256		
共通仮設費 (率計上)	式	1	44,256		
純工事費	式	1	361,056		
現場管理費	式	1	220,386		
工事原価	式	1	581,442		
一般管理費等	式	1	118,558		
工事価格	式	1	700,000		
消費税額及び地方消費税額	式	1	70,000		
工事費計	式	1	770,000		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（単価契約）電力の供給（本庁舎・北庁舎・西庁舎）について（令和5年12月～令和6年11月）
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和5年12月1日
- 4 履行期間
令和5年12月1日から令和6年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）46,453,590円
- 7 契約内容
本庁舎・北庁舎・西庁舎における電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
電気事業者は使用実績に基づき需給計画を立てることから、電気需給契約を入札で締結するには、該当施設の1年間の電力使用実績が必要であるが、本件契約においては、新庁舎整備事業の進捗に伴い契約期間中に電力需要に変動が発生する可能性があることから、使用実績の算定が不可能であり、入札が出来ないため電気最終保障約款に基づき、関西電力と随意契約を締結する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年税制改正に係る人事給与システム・庶務事務システムの改修業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和6年3月25日
- 4 履行期間
契約の日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
46,630,980円
- 7 契約内容
令和6年度税制改正大綱により、令和6年度の所得税・個人住民税の定額減税が実施されることとなった。本市職員の給与等についても、6月支給分から所得税を特別控除することになるため、人事給与システム及び庶務事務システムを改修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
人事給与システム及び庶務事務システムは、本市独自の仕様によるシステムであり、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としている。そのため、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該庶務事務システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している上記契約先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
行政業務情報化人事給与システム保守委託
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
(当初) 令和6年4月1日
(変更後) 令和6年1月9日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「令和5年度行政業務情報化人事給与システム保守業務」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表者 日本電気株式会社 京都支社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 29,492,100円
(変更後) 30,350,100円
- 7 契約内容
京都市人事給与システムの保守運用管理
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
令和6年2月の市長改選に伴い、別途システムの保守対応が必要となったため
(カスタマイズ用の工数を5.65人月から6.25人月に増加)
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
会計年度任用職員等の勤勉手当支給・遡及改定等に伴うシステムの改修業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和6年1月19日
- 4 履行期間
令和6年1月19日～令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「会計年度任用職員等の勤勉手当支給・遡及改定等に伴うシステムの改修業務」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
70,341,535円
- 7 契約内容
会計年度任用職員等の勤勉手当支給・遡及改定等に伴うシステムの改修業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市では人事管理を行うために「行政業務情報化人事給与システム」、「庶務事務システム」を使用している。同システムについては、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、同システムに含まれる一部の既存のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用权のみを与えられているに過ぎない。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、同システムの維持・保守に際していずれも必須となるものである。これらについて、日本電気株式会社は、本市から第三者への使用权の譲渡及び貸借を認めないため、同社以外が既存の機能を損なうことなく改修・開発を行うことは不可能である。
また、同システムは、統括管理部門を日本電気株式会社が担当する一方、システム改修業務については、NECソリューションイノベータ株式会社が担当し、分担して受託業務の履行を行っているため、双方と契約を行うために、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに本業務を委託する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
フェンスバリケード等購入及び設置（小久保墓地）
- 2 担当所属名
行財政局管財契約部資産管理課
- 3 契約締結日
令和6年3月11日
- 4 履行期間
令和6年3月11日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽仏現寺町43
特定非営利活動法人 京都高齢者福祉事業団
- 6 契約金額（税込み）
3,212,000円
- 7 契約内容
地元管理の墓地である当課所管地（普通財産）について、敷地保全のため、フェンスバリケード等の物品調達を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、令和6年2月7日付で、入札不成立となった。
その後、見積合わせを踏まえ、予定価格の範囲内で契約可能となったため「9 根拠法令」により随意契約を実施したもの。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務（システム開発）
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和5年12月20日
- 4 履行期間
令和5年12月20日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務コンソーシアム
（代表企業）
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
71,795,625円
- 7 契約内容
森林環境税（国税）が創設され、令和6年度課税分からこれを市・府民税と併せて賦課・徴収することとされた。
については、森林環境税、その他減免の廃止及び均等割額の引き下げ等の税制改正等に対応するためには、個人市民税システムの改修が必要となることから、本業務に先行して別途契約した【森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務（要件定義）】で作成された要件定義書をもとに、個人市民税システムのプログラム等の改修を委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務でシステム改修の対象とする税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータを使用し、情報化推進室及び同室から委託を受けた日本電気株式会社が運用・保守を行っているものである。
本業務は税務オンラインシステムの内、個人市民税に係るプログラム部分の改修を目的としたものであるが、税務オンラインシステムは宛名管理や収納管理などの各種税務事務に係るプログラムの集合体である。
本業務の実施に当たっては、改修を要する本システムのプログラムの範囲や影響などを理解したうえで、他の税務事務に係るプログラムも考慮して要件定義を行って文書化しなければ、それを前提にシステム改修を実施し、万一、障害等が生じた場合、責任区分が不明瞭となり、原因究明や故障修理などの対処ができなくなることから、最終的な目的である税制改正に伴うシステム改修の実

現が極めて困難となるほか、それに留まらず既存の機能でさえ損なわれるおそれがある。

については、本業務は既存の機械設備、情報システム等の保守管理等を受託している日本電気株式会社を代表とする当該コンソーシアムでなければ履行できない業務であるため、当該コンソーシアムを契約の相手方として随意契約の方法により契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市個人市民税・府民税課税支援システムの運用保守委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年1月1日
- 4 履行期間
令和6年1月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市個人市民税・府民税課税支援システムの運用保守委託コンソーシアム
(代表) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
19,192,140円

7 契約内容

京都市個人市・府民税課税支援システムは、データ又は書面により提出された課税資料を各個人別に名寄せ、管理するパッケージシステムである税務LANと、基幹系システムへの当初連携データ作成や新旧連携システムへのデータ連携等の本市用に独自開発されたアプリケーションから構成されるシステムである。

同システムは、現在税務関連部署において個人市民税賦課の根拠資料を統合、管理しているものであり、本市が課税事務を適法かつ適正に執行するためには、システムの安定稼働が不可欠の条件となることから、その安定稼働を確保するため、保守管理及びデータ処理や各種設定業務等の運用支援業務を委託する。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

京都市個人市民税・府民税課税支援システムは、株式会社リードコナンが開発・提供を行うパッケージシステムである「税務LAN」を基調として、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社が本市の基幹系システム基盤上に構築したものである。

本業務が履行できるのは、税務LAN開発事業者であり同システムに係る著作権等排他的権利を有する株式会社リードコナンと、環境構築及びバッチ処理等の運用構築を行った日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社のみであることから、契約の相手方がこれらの事業者で構成されるコンソーシアムに特定されるため、これを相手方として随意契約するものとする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム端末機器等更新に係る構築等業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和5年10月18日
- 4 履行期間
令和5年10月19日から令和6年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システム端末機器等更新に係る構築等業務に係るコンソーシアム
(代表) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
48,036,450円
- 7 契約内容
本市が税務オンラインシステム及び市民税課税支援システム用端末機器等(以下「端末機等」という。)を別途賃借するものであるが、これに先立ち端末機等が、市税事務所等各拠点において正常に使用できるよう作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本市において汎用電子計算機を用いて電算処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機(以下「ACOSシステム」という。)の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われており、各種機能を動作保証のある機器等を接続して使用し、各種機能を正常に動作させなければ、システム全体の稼動に支障が生じ、ひいては課税及び納税業務、各種税証明書発行、通知書発行等が停止するなど、市民生活に多大な影響を与えることとなる。
また、個人市・府民税課税支援システム(以下「課税支援システム」という。)についても、ACOSシステムの機能の一部である税務オンラインシステムとそのネットワークや動作環境等を共用しているため、正常に動作させるための各種条件等はACOSシステムと同じである。
本業務は、税務オンラインシステム及び課税支援システムに接続する端末や、税務オンラインシステムの印刷要求を処理する中継サーバ等について、各種設定や定義変更、動作検証などの環境構築を行うものであり、ACOSシステム及び課税支援システムを熟知し、当該システムに係る専門的知識・技術を有する事業者でなければ履行できない。
ACOSシステムの専門的知識・技術を有するのは、ACOSシステムの製造元であり、構築・

保守を実施している日本電気株式会社のほか、同社から技術情報等の提供を受け、構築業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社に限られる。

また、課税支援システムについても、日本電気株式会社を代表とし、NECソリューションイノベータ株式会社、NECフィールドディング株式会社等で構成されるコンソーシアムにより、再構築を進めているものである。

したがって、本業務を履行できるのは、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムの他にないことから、日本電気株式会社を代表とし、日本電気株式会社から技術情報等の提供を受けるNECソリューションイノベータ株式会社、ACOS使用機器の設定・設置について実績を持ち、責任を持ってハードウェア等の環境構築を担うことができるNECフィールドディング株式会社及びエヌデック株式会社で構成される「税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等更新に係る構築等業務に係るコンソーシアム」と随意契約を行う。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電話機等の交換業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和6年1月18日
- 4 履行期間
令和6年1月18日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604番地
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,415,000円
- 7 契約内容
井門明治安田生命ビル内の税所属の電話機等を交換する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
井門明治安田生命ビル内の税所属の電話設備については、西日本電信電話株式会社が設置したもので、電話設備に関する詳細な技術情報は当該業者が有しており、当該業者でなければ本業務委託契約を履行できないため、契約の相手方が特定され、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修（システム移行）
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和5年11月10日
- 4 履行期間
令和5年11月11日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修コンソーシアム
（代表）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,545,480円
- 7 契約内容
税務オンラインシステム（以下「ACOSシステム」という。）について、令和6年度に行われる固定資産評価額の見直しにあわせて、別途契約で改修したACOSシステムに移行する必要がある。ついでには、改修されたACOSシステム等の総合テストを実施し、正常にシステム移行が行われたことの確認作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の対象とするACOSシステムは、日本電気株式会社が構築したものであり、現在稼働中のACOSシステムにおける詳細な技術情報とともに、高度な専門技術、知識及びソフトウェア著作権がないと、プログラム改修及び実行を行うことができず、本業務の前提となる要件定義においても同社が実施しており、本業務を履行できる相手方は同社しかないため。
なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社のほか、現在稼働するACOSシステムの過去の改修にも従事し、ACOSシステムの税制改正に伴うプログラム改修や新たな税目追加に伴う開発における高度な専門技術や知識を保持する要員を確保できる株式会社ワードシステムが必要であることから、日本電気株式会社と株式会社ワードシステムから構成される「ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修コンソーシアム」を契約の相手方としている。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度当初課税固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書の作成等に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和5年12月14日
- 4 履行期間
令和5年12月15日から令和6年4月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下る饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
TOPPANエッジ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
27,677,430円
- 7 契約内容
(1) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書作成等
(2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書サンプル品等作成
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当委託業務は、個人情報取扱いに係る安全性を確保した上で、約54万通の固定資産税等納税通知書を短期間で正確かつ確実に作成するとともに、固定資産税の制度等について納税者により分かりやすく伝えるため、デザインを含めた成果物の品質向上を図ることが必要であり、契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れるものであることから入札に適さず、事業者の能力、提案を評価するプロポーザル方式により、契約の相手方を選定することが適当であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、提案業者を募集したところ2社から参加表明があり、そのうち評価の高かったTOPPANエッジ株式会社を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地方税共通納税システムの宿泊税への対象税目拡大に伴う税務オンラインシステム改修（開発）
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室納税推進担当
- 3 契約締結日
令和5年11月2日
- 4 履行期間
令和5年11月6日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
地方税共通納税システムの宿泊税への対象税目拡大に伴う税務オンラインシステム改修コンソーシアム
（代表）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,582,998円
- 7 契約内容
地方税共通納税システムは、令和元年10月から全国全ての地方公共団体が参画している地方税の電子納税システムである。現在の対象税目（本市関係分）は、市府民税（特別徴収）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税及び事業所税であるが、令和4年度税制改正において、納税者が全ての税目について、地方税共通納税システムを通じて電子納税を行うことができるよう所要の措置を講ずることとされた。
宿泊税については、令和5年10月以降における電子納付を可能とするため、地方税共同機構においてシステム開発等が行われたところであり、本市においては、これに対応するため、税務オンラインシステムを改修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
日本電気株式会社とその関連会社（以下、「当該業者等」という。）が、本システムの開発業者であり、現状、本システムの保守を実施しているのが当該業者等であることから、システム改修及びそのトラブルにも対応できる唯一の業者である。このことから、当該業者等からなる地方税共通納税システム税目拡大に係るシステム改修業務コンソーシアムに委託しなければ、システム全体の稼働保障が得られないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

地方税共通納税システムの宿泊税への対象税目拡大に伴う税務オンラインシステム改修（総合テスト）

2 担当所属名

行財政局市税事務所納税室納税推進担当

3 契約締結日

令和6年2月15日

4 履行期間

令和6年2月16日から令和6年3月29日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

地方税共通納税システムの宿泊税への対象税目拡大に伴う税務オンラインシステム改修業務コンソーシアム

（代表）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

5,010,500円

7 契約内容

地方税共通納税システムの宿泊税への対象税目拡大に伴い必要となる機能を追加するため改修した税務オンラインシステムに係る総合テスト及びシステム移行作業を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

日本電気株式会社とその関連会社（以下、「当該業者等」という。）が、本システムの開発業者であり、現状、本システムの保守を実施しているのが当該業者等であることから、システム改修及びそのトラブルにも対応できる唯一の業者である。このことから、当該業者等からなる地方税共通納税システム税目拡大に係るシステム改修業務コンソーシアムに委託しなければ、システム全体の稼働保障が得られないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他